



## つむぎだより No.57

### ＝チャレンジ！！＝

昨年の12月もなかなかの繁忙期でしたが、最終日は例年どおり打ち上げをしました。福を呼び込めるように『フグ』で。

てっさに、唐揚げ、お鍋に雑炊のフルコースで、皆で楽しいひと時を過ごしました。

さて、皆様はどのような年末年始を過ごされましたでしょうか？今回の年末年始のお休みは少し長めだったこともあり、ゆっくりお休みされた方も多いのでは、と思います。

私は特に変わりなく、通常通りの年末年始を過ごしました。年始に今年やりたいことも考えていたのですが、まだまだ具体的には決められていません。でも何か新しいことにチャレンジしていきたいなと思っています。

法人も節目である5回目の年始を迎えましたので、飛躍の年にしたいと思います。(川東)



★2025年1月号

### 1、新年ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。今年も無事新しい年を迎えることができました。年末は、少々バタつきでしたが、お客様や周りの方々に助けられた1年でした。本年も、スタッフ一同、どうぞよろしくお願いたします。

令和7年今年の干支は「乙巳(きのとみ)」です。「乙」は十干の2番目で、「軋(きしむ)」を意味しているのだそう。陰陽五行説では、木の陰のエネルギーを表します。周囲との調和を保ちながら、自身の目標に向かって進んでいく力を表しています。

### 2、68～77歳の就業状況に関する調査結果

#### ◆中高年者縦断調査とは

厚生労働省は、令和5年の「中高年者縦断調査」の結果を公表しました。中高年者縦断調査とは、平成17年10月末に50～59歳であった中高年者世代の男女に対して、就業の状況などを継続的に調査したものです。第19回(令和5年)調査では、第1回調査から協力が得られた68～77歳の15,523人について集計しています。

#### ◆就業状況の変化

就業状況の変化をみると、「正規の職員・従業員」は、第1回調査では38.7%でしたが、第19回調査は2.4%、また、「パート・アルバイト」は、第1回は17.0%で第19回は13.2%、「自営業主、家族従業員」は、第1回は15.2%で第19回は11.5%といずれも減少傾向です。

仕事をしていない人の割合は、第1回

「巳」は、皆様ご存知のとおり十二支の6番目で、「蛇」を表します。一般的にはネガティブにとられがちですが、たくましい生命力があり、脱皮するたびに表面の傷が治癒していくことから、新たな挑戦や変化に前向きになり、運気を上げる縁起物とされてきました。蛇の抜け殻を縁起物として、財布にいれると金運アップになるのだそうです。

そういう意味では、多くの人にとって、成長し、目標を達成でき、しっかりと結果がだせる1年になりそうですね。皆様にとって、これまで取り組んできたことが実を結ぶ1年になるよう、心よりお祈り申し上げます。

は18.1%でしたが、第19回は64.1%で、年齢を追うごとに高くなっています。

#### ◆就業希望の状況

第19回調査で、仕事をしていない人のうち「仕事をしたい」と思っている人の割合は、男性14.2%、女性10.2%となっています。年齢階級別にみると、68・69歳が、男性19.1%、女性13.2%と最も高くなっています。

【厚生労働省「第19回中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/judan/chukou24/dl/gaikyou.pdf>



## ＝季節のコラム＝

2025年は巳年。ヘビを好きな人もいますが、やはり苦手な人が多いのでは。

人間からかけ離れた長い体や毒をもつことから、恐怖の対象であるとともに、脱皮をすることで「死と再生」を連想させること、長い間餌を食べなくても生きている生命力などから、古より『生と死の象徴』などとして洋の東西を問わずヘビを崇める風習がありました。そして農耕が始まると、ネズミなどの害獣を獲物としたことから「豊穰の象徴」「神の使い」へと、さらに龍との習合から水神へと神聖視されてきました。

ちなみに、ヘビを動けなくして捕える不思議な手を「ニガテ」といったことから、力量と関係なく何故か優劣が決まってしまう特定の物や人を『苦手』と呼ぶようになったそうです。(鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

## 3、外国人技能実習生の転籍要件が明確化

### ◆技能実習の運用要領を改正

出入国在留管理庁が、外国人技能実習の運用要領を改正し、転籍を可能とする要件に、「ハラスメントを受けている場合」が明記されました。技能実習生の失踪の増加や、外国人労働者への人権侵害に対する批判が、国際的にも高まっていることを受けた対応だと思われます。

技能実習生は原則3年間転籍ができませんが、「やむを得ない事情」があったときは、受入企業を変更する転籍が認められています。

これまで、この「やむを得ない事情」にどのような場合が該当するのか定義があいまいでしたが、暴行や各種ハラスメント(暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど)を受けている場合、重大悪質な法令違反・契約違反があった場合に転籍できることが明確化されるとともに、直接被害を受けた技能実習生だけでなく、同僚の技能実習生についても転籍が可能となりました。

技能実習であるからといって、ハラスメントや賃金不払いなどの法違反が許されないことが明確にされた形です。また、転籍を申し

出するための専用様式も作成されたそうですので、今後は転籍の申出がされやすい状況となったようです。

### ◆技能実習制度は「育成就労制度」へ

労働基準法違反・法定労働時間を超えた労働、労働安全法違反、労災隠し、賃金未払い、実習計画に基づかない実習などは、認定の取り消しや是正指導、送検等につながります。

技能実習制度はあらたに「育成就労制度」への見直しが行われます。新制度は2027年の開始が見込まれますので、今後の動向に注意しておきましょう。

【「技能実習制度における「やむを得ない事情」がある場合の転籍の改善について】

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10\\_00216.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10_00216.html)



## 4、今月のおすすめ本

今回は、「心が3℃温まる本当にあった物語」(著者:三枝理枝子 出版:PHP文庫)をご紹介します。

新年一発目ということで、気合を入れておりましたが、今回は、ちょっと違った路線を選んでみました。

ストーリーの一つ一つはとても短いのですが、ほっこりさせてくれる内容です。電車でお年寄りに席を譲っている人や、大きな声で挨拶をしている子どもなど、何気ない出来事にみえるかもしれませんが、その人の優しさ、思いやりにあふれています。

そして「さて、自分はどうだろうか」と考えさせられる内容にもなっています。

新年で新しい目標を立てられる方もおられるかもしれませんが、今年は「思いやり」や「優しさ」を加えてみてはいかがでしょうか。(川東)

